

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によつて、平成二十年三月二十一日付けで広島交通労働組合執行委員長寺本博から争議行為を行う旨の通知があつたので、次のとおり公告する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 争議行為の目的

賃金及び臨時給の引き上げ

二 争議行為の日時

平成二十年四月一日午前零時から本件の問題解決に至るまでの期間

三 争議を行う場所

広島交通労働組合員が従事する高速仕業を除くバス路線及びその他全職場

四 争議行為の概要

あらゆる争議行為の一部又は全部を単独・若しくは併用して実施する。